

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年2月13日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | | | |
|---|-----|----|--------------|---|---|---|---|
| 1 | 期 | 日 | 令和7年2月13日(木) | | | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後4時00分 | | | | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 教 | 育 | 長 | 竹 |
| | | | 教育長職務代理者 | | | | 居 |
| | | | 委員 | | | | 秀 |
| | | | 委員 | | | | 子 |
| | | | 委員 | | | | 大 |
| | | | 委員 | | | | 谷 |
| | | | 委員 | | | | 幸 |
| | | | 委員 | | | | 男 |
| | | | 委員 | | | | 石 |
| | | | 委員 | | | | 田 |
| | | | 委員 | | | | 有 |
| | | | 委員 | | | | 世 |
| | | | 委員 | | | | 伊 |
| | | | 委員 | | | | 藤 |
| | | | 委員 | | | | 華 |
| | | | 委員 | | | | 英 |
| | | | 委員 | | | | 小 |
| | | | 委員 | | | | 山 |
| | | | 委員 | | | | 和 |
| | | | 委員 | | | | 也 |
| | | | 委員 | | | | 堀 |
| | | | 委員 | | | | 田 |
| | | | 委員 | | | | 香 |
| | | | 委員 | | | | 織 |
| 5 | 議場 | に | 出席した者 | 副 | 教 | 育 | 長 |
| | | | | 栗 | 原 | 章 | 浩 |
| | | | | 中 | 村 | 和 | 哉 |
| | | | | 野 | 津 | 吉 | 宏 |
| | | | | 佐 | 野 | 公 | 子 |
| | | | | 寺 | 内 | 啓 | 容 |
| | | | | 小 | 出 | 博 | 康 |
| | | | | | | | |
| 6 | 会議録 | 署名 | 委員 | 堀 | 田 | 香 | 織 |

7 議事等の概要

- 竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 おりません。
- 竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、堀田委員にお願いいたします。
本日の議案について、報告第2号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第2号は非公開となります。
会議の順番ですが、報告第1号、第2号の順番で審議することといたします。
- 報告第1号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 竹居教育長 それでは報告第1号について、事務局から説明をお願いします。
- 教職員人事課長 議案書の1ページから6ページまでを御覧ください。
報告第1号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。
報告第1号につきましては、条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて、臨時代理を行ったものでございます。
6ページを御覧ください。条例の概要を御説明いたします。
はじめに、1の本条例の提案にかかる経緯でございますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、地方公務員においては、時間外勤務時間の免除の対象が拡大されることとなったことに伴い、本市においても、所要の改正を行うものでございます。
続きまして、2の改正の概要について説明させていただきます。

「時間外勤務の免除の対象の拡大」につきましては、時間外勤務の免除を申請できる教職員を、これまで、「3歳未満の子を養育する教職員」としていたものを、「小学校就学前の子を養育する教職員」に改めるものでございます。

なお、時間外勤務につきましては、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除くこととしております。また、改正の内容は、市長部局の市職員も同様です。

施行期日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

1月17日付けで、本条例に関して市長へ申出を行っております。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 小学校就学前の子を養育する教職員というのは、実際にどれくらいいらっしゃいますか。

教職員人事課長 扶養手当の支給に係る届出等によって把握している人数で申し上げますと、教職員6,332人のうち、小学校就学前の子を養育する教職員は937人でございます。

石田委員 現状として、時間外勤務の免除を申請している方はどれくらいでしょうか。

教職員人事課長 申請している教職員はおりません。
これは、育児短時間勤務や部分休業、特別休暇といった他の子育て支援制度を利用していること、校長のマネジメントのもとで時間外勤務が発生しないように配慮されていることなどにより、申請者がいないものと認識しております。

大谷委員 県や他の政令市も同様の改正を行っているのでしょうか。本市だけ先行している、または遅れているといったことはありますか。

教職員人事課長 他の自治体の状況全てを確認してはおりませんが、横並びで改正を行っているものと認識しております。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第2号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後4時20分